

上越市告示第 340 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を、次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 1 日

上 越 市 長 小 菅 淳 一

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
黒井国道線	上越市黒井地先から 上越市黒井字大割 2789-1 まで
頸城街路線	上越市頸城区西福島字川端 314-4 から 上越市頸城区下吉 218-5 地先まで
頸城線	上越市頸城区下吉 218-5 地先から、 上越市頸城区西福島 574-1 地先まで

2 指定する期日

令和 8 年 9 月 1 日